

住民企画支援事業の実施について

1 概要

住民企画支援事業について、令和6年度候補事業として1件の申請があった。本来であれば、運営委員会の審議を経る必要があるが、日程が差し迫っているため、運営委員長の事前承諾の上、事業実施に向けて準備を進めている。

2 住民企画支援事業とは

(1) 目的

長久手市文化の家の行う交流・支援事業のひとつで、市の文化環境や文化資源を生かしながら、地域に根ざした特色ある芸術文化創造活動や優れた芸術文化を身近に鑑賞及び体験できる事業の企画立案、実施を支援することによって、市の創造能力の増大化を図るとともに、市からの文化の発信基地を創造し、地域文化の振興に資することを目的とする。(実施要項第1条)

(2) 事業の選考・認定について

市長は、前項の認定に当たっては、別に定めるところによりあらかじめ「長久手市文化の家運営委員会」の審議を経るものとする。(実施要綱第7条第2項)

2 令和6年度候補事業

(1) 事業名

「12人の怒れる男たち」長久手公演

(2) 申請者

「12人の怒れる男たち」長久手上演実行委員会（代表：井上信乃）

(3) 事業実施予定日

令和6年12月20日（金）

(4) 内容

別紙申請書のとおり

3 事務局意見

本事業は、目的が明確になっており、長久手市内で活動する地域住民が実行委員となり、地域資源を活用し、市民が優れた芸術文化を身近に鑑賞及び体験できる事業であることから、住民企画支援事業として認定することは問題ないと考える。

住民企画支援事業実施要項

(趣旨)

第1 住民企画支援事業は、長久手市文化の家（以下、「文化の家」という。）の行う交流・支援事業のひとつで、市の文化環境や文化資源を生かしながら、地域に根ざした特色ある芸術文化創造活動や、優れた芸術文化を身近に鑑賞及び体験できる事業の企画立案、実施を支援することによって、市の創造能力の増大化を図るとともに、市からの文化の発信基地を創造し、地域文化の振興に資することを目的とする。

(対象事業)

第2 住民企画支援事業の対象事業は、舞台芸術、美術、生活文化等の分野の文化事業ないし、芸術文化ネットワーク構想事業で、単一文化事業ごとにクラブ組織をもって企画、運営、実施される事業である。

(住民企画支援事業の要件)

第3 クラブ組織とは、次のようなグループをいう。

- (1) 誰でも参加できるオープンな仕組みをもつ組織であり、営利を目的としないグループであること。
- (2) 鑑賞事業を企画、提供するために自発的に結成されたグループであること。
- (3) 芸術文化ネットワークを構築するための自発的なグループであること。
- (4) 長久手市の文化振興に資することを目的とした自発的活動グループであること。
- (5) 市のいかなる補助金交付要綱に基づく補助金も交付されていないグループであること。

(事業の条件)

第4 住民企画支援事業は、次のような条件をすべて満たして構想されている事業とする。

- (1) 事業の内容が地域の特性や資源を生かしていること。
- (2) 事業の目的や目標が明確にされていること。
- (3) 事業の長期的な見通し又は計画が明確に設定されていること。
- (4) 文化の家ないし、文化の家を拠点施設として計画されていること。
- (5) 住民の多数の参加が見込まれるとともに、地域の芸術家や芸術文化団体を育成しようとするものであること。

(実施)

第5 事業は、原則として、申請団体が主催して実施し、文化の家はこれに協力するものとする。

2 前項の協力とは、施設提供や広報活動をいう。

(事業計画の作成及び提出)

第6 住民企画支援事業（以下、「事業」という。）の事業計画は、別紙様式に従い、事業の代表者（以下、「代表者」という。）が作成するものとする。

2 代表者は、事業計画を文化の家事務局を経て市長に提出する。

(事業の選考・認定)

- 第7 市長は、提出された事業計画のうちから「住民企画支援事業」にふさわしい事業を選考、認定する。
- 2 市長は、前項の認定に当たっては、別に定めるところによりあらかじめ「長久手市文化の家運営委員会」の審議を経るものとする。
 - 3 市長は、事業の実施のため、必要な条件を付することができる。
 - 4 事業の選考・認定は、年度ごとに行うものとする。ただし、市長が、市の文化振興のため相当の理由があると認めるときは、3年を越えない期間内で事業を継続することができる。

(経費)

- 第8 市は、事業の実施に協力するに当たって原則として直接必要な経費は負担しないものとする。

(事業の変更及び中止)

- 第9 事情の変更により、事業を変更及び取り止める必要が生じた場合は、代表者が文化の家事務局を経て変更及び取り止めの理由を付して市長に申し出なければならない。

(認定の取り消し)

- 第10 市長は、虚偽の申請に基づくもの、あるいは認定の事業内容が大きく変更されて実施されようとしたときは、認定の取り消しを行うことができる。

(事業の報告)

- 第11 事業が完了したときは、代表者が文化の家事務局を経て事業終了後1か月以内に実施報告書を市長に提出しなければならない。

(実施の細則)

- 第12 この要綱の定めるものの他「住民企画支援事業」に関し必要な事項は、市長が別に定める。

住民企画支援事業実施計画書

事業の名称	「12人の怒れる男たち」
実施期間および日時	令和6年12月20日(金)～令和6年12月20日(金) ① 令和6年12月20日(金) 18時30分～20時20分 ② 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 公演時間 105分/公演数 1公演
実施場所	長久手市文化の家 森のホール
事業内容	① 対象 小学4年生以上推奨(小学1年生から入場可) ② 集客予定数 450人(席設定 500席) ③ 出演(参加)予定者 笹岡洋介他(キャスト13人 スタッフ4人) ④ 内容 舞台劇「12人の怒れる男たち」(東京芸術座)の鑑賞
事業の目的および効果	父親殺しの嫌疑を掛けられた黒人少年のアリバイを巡って、12人の陪審員たちが話し合う舞台劇。原作は古い作品ですが「対話」を軸に展開する舞台の鑑賞を通して、自分とは異なる考えや、異なる立場の意見に耳を傾け、徹底的に話し合うこと、対話を通して共に考え、物事を多角的に捉えることの大切さなど、今の時代を生きる子どもたちにこそ必要と考え企画しました。 また観た後に「対話型鑑賞」のような話し合いが重要と考え、子どもたちの身近な仲間や、普段は一緒に劇を観ることのない多世代の知り合いも誘って、たくさんで観て話そうと広く呼びかけていくつもりです。鑑賞後に実際に話し合い、同じ舞台を観ていても、感じたことはひとり一人違うこと、しかし違うからおもしろく豊かであることを体感して欲しいと願っています。 ささやかな体験かもしれませんが、子ども時代に文化芸術を通して一人ひとりの心に撒かれた信念の種がいつか実を結び、平和な社会を築いていく力になると考え、是非たくさんのお子どもたちに観てもらいたいと考えています。
事業の実施方法	長久手おやこ劇場有志と仲間たちで、長久手市森のホールでの実施をめざす実行委員会を組織し、長久手市民にとって有意義な公演となるように、運営・広報を行います。

住民企画支援事業収支予算書

(収入の部)		(支出の部)	
項目・内容	金額(円)	項目・内容	金額(円)
チケット代	1,450,000	上演料	750,000
		運搬費	50,000
		交通費	160,000
		食費	170,000
		宿泊費	220,000
		宣伝費	100,000
合計	1,450,000	合計	1,450,000

Twelve Angry Men

12人の怒れる男たち



2024年12月20日(金)
18:30 開演 (18:00 開場)
(上演時間 110分)

長久手市文化の家
森のホール

入場料 4,000 円 全席指定

※未就学児入場不可
小学4年生以上推奨

主催：『12人の怒れる男たち』
長久手上演実行委員会

共催：長久手市



12人の怒れる男たち

TWELVE ANGRY MEN

作／レジナルド・ローズ
 訳／額田やえ子
 演出／杉本孝司

— STORY —

1950年代末のニューヨーク。その夏、最も暑い日の午後。スラム街で起きた殺人事件の裁判が結審を迎えようとしている。被告はスラムに暮らす18歳の少年。被害者はその父親である。父親の胸に深々と刺さった少年の“飛び出しナイフ”。被告の有罪は確実視されている。

そして—

少年の運命は、無作為に選ばれた12人の陪審員の手に委ねられた。話し合うまでもないと、彼らは早々に予備投票を行う。結果は、有罪11票、無罪1票。無罪に投票した陪審員8号は「せめて1時間の話し合い」を望んだ。11人の陪審員たちの無関心、冷笑、蔑視、敵意に怯むことなく、陪審員8号は、有罪に対する「合理的な疑い」を提示する。

本当に裁かれるべきものは何か、そして誰か、男たちの議論は白熱する…。

— CAST —



陪審員長
脇 秀平



陪審員第2号
森 路敏



陪審員第3号
星野 子熊



陪審員第4号
笹岡 洋介



陪審員第5号
松並 俊祐



陪審員第6号
岡田 篤弥



陪審員第7号
鈴木 健一朗



陪審員第8号
神谷 信弘



陪審員第9号
小川 拓郎



陪審員第10号
手塚 政雄



陪審員第11号
しもじい



陪審員第12号
平田 正治



守衛
真野 等坪

— STAFF —

装置／園 良昭
 装置・補／幡野 寛
 照明／矢口雅敏
 照明オペレーター／高橋圭子
 効果／馬上真勝
 効果オペレーター／小原 誠
 舞台監督／たかのきよこ

チケット販売

* 長久手市文化の家

- ・フレンズ会員：10月5日(土)9:00～
- ・一般：10月12日(土)9:00～

※電話予約は各発売日の翌日10:00～
tel. 0561-61-2888 (チケット専用)

* 『12人の怒れる男たち』長久手上演実行委員会

tel. 090-7974-6231

お問い合わせ

『12人の怒れる男たち』長久手上演実行委員会

tel. 090-7974-6231

✉ twelveangrymen.nagakute@gmail.com

メール



長久手市文化の家
 NAGAKUTE Cultural Center

〒480-1166 愛知県長久手市野田農 201 番地
 お問い合わせ：0561-61-3411

地下鉄 藤が丘駅

リニモ **はなみずき通駅** 徒歩7分

車8分 (徒歩25分)

名鉄バス **長久手文化の家北** 徒歩4分

■愛知医科大学病院行き (4番乗り場) ■愛野団地行き (3番乗り場)

車10分

長久手市文化の家

※駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

▶ 長久手市文化の家 official
 ▶ 長久手市文化の家
 ▶ @bunkanoie
 ▶ @bunkanoie

公式 Web サイト

